

【提案項目】

飼料価格の高止まりや畜産物価格の低下等に対して、畜産業の経営維持・安定を図るため、次の措置を講じること。

- 1 経営安定対策事業の充実と酪農経営を対象とした新たな事業の実施
既存の経営安定対策事業について、永続的に再生産可能な所得が確保できるよう制度の充実を図ること。また、酪農経営について、現在実施している肉用牛肥育安定対策事業と同様の新たな経営安定対策事業を実施すること。
- 2 酪農ヘルパー事業に対する助成事業の創設
酪農ヘルパー制度の永続性・安定性確保を図るための事業を実施すること。
- 3 家畜伝染病による死亡家畜の処理に対する国の支援
口蹄疫等家畜伝染病の防疫措置が円滑に進むよう、都市近郊での発生時における死亡家畜の焼埋却に対しても、積極的な態勢整備を行うこと。

【提案理由等】

世界的な経済事情等を反映して大きく変動する配合飼料価格の長期高止まりや景気の低迷等を背景とした畜産物価格の低下が、畜産経営を圧迫している。また、平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫では約29万頭の家畜が処分され、防疫対策の検証等を踏まえた結果、平成23年4月に家畜伝染病予防法が改正された。今後、我が国における畜産業が、飼料価格や畜産物価格の変動等に左右されることなく、将来にわたり維持・発展していくために、永続的に再生産可能な所得が確保できる経営安定制度の充実・新設とともに、口蹄疫等の防疫措置を円滑に進めるために、上記措置を講じる必要がある。

- 1 畜産経営安定対策事業について、再生産可能な所得が永続的に確保できるよう、生産者負担金や補てん割合等を見直す事により制度の充実を図る必要がある。また、酪農経営について、北海道に比べて粗飼料自給率が低く飼料価格変動の影響を受けやすい都府県に向け、肉用牛肥育経営安定特別対策と同様の経営安定対策事業を実施する必要がある。
- 2 酪農経営は飼料価格の高騰などにより厳しい状況にあり、周年拘束性の緩和を図るために創設された酪農ヘルパー制度を運営するための財政基盤は、依然として脆弱である。一方、酪農ヘルパー円滑化対策事業は平成25年度で終了することとなっている。引き続き酪農ヘルパー制度の永続性・安定性の確保を図るため、平成26年度に酪農ヘルパー組合に対する助成事業を創設する必要がある。
- 3 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の重要な家畜伝染病の発生に際し、死亡家畜の焼埋却が的確かつ迅速に実施されるよう、国として都市近郊でも利用可能な小規模移動式レンダリング装置の試作機を製造し、家畜防疫態勢の充実のため、機械を稼働して出た生成物の処理までを含めた助成事業を創設する必要がある。